

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 プレゼンテーション実施要領

本要領は、県が実施する「豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業」に係る総合評価一般競争入札方式において、提案者の技術提案の内容を適切かつ公平に評価するため、プレゼンテーション（以下、「プレゼン」という。）の実施方法を定めるものである。

なお、プレゼンの実施にあたっては、入札説明書に基づいて令和8年9月4日（金）までに入札参加申込書兼資格審査申請書、令和8年11月20日（金）までに技術提案書が提出されていることが前提になる。

1 目的

提案者は、県に対して、技術提案の内容の理解を深めることを目的として、プレゼンを行う。

2 実施日時

令和8年12月を予定している。なお、会場（名古屋市内を想定。控え室を含む。）、及び実施日時の詳細については、令和8年11月20日以降に県から別途通知するため、提案者は、県から事前に通知された時間までに控え室に集合すること。

なお、遅刻及び無断欠席の場合は原則失格とする。

3 出席者

最大5名とし、技術責任者及び即時意思決定可能な者が出席すること。

4 順番

技術提案書の提出が遅かった提案者から先に実施する。

5 当日スケジュール

プレゼンは、30分までとし、プレゼン終了後は30分間の質疑応答を予定している。

6 当日利用する機材等

県側で用意する機材の詳細（製品名等）やプレゼン資料のデータ形式については、令和8年11月20日以降に県から別途通知する。それ以外に必要な機材（ノートパソコン等）は提案者にて用意すること。

7 当日の主な流れ及び注意事項

（1）資料及び口頭で社名を述べることは禁止とする。

- (2) 会場に入室後、速やかに準備（資料配布を含む。）を行い、5分以内に開始を宣言すること。プレゼンは事務局の指示に従い実施し、プレゼンの時間計測は事務局が行い、プレゼンの終了5分前からその旨を告知する。
- (3) プレゼンは技術提案書の内容に基づき実施するものとし、技術提案書の差し替えや変更、追加提案は認めない。
- (4) 終了時間になってもプレゼンが終了していない場合は、口頭の説明の区切り（長くとも1分）において事務局が終了を宣言し、質疑応答へに移る。
- (5) プレゼン実施中の長時間の停電、災害、県側で用意する機材の不具合等の不測の事態により続行が不能な場合は、評価する上で必要となるため、再度プレゼンの機会を設ける。ただし、多少の程度であれば（2～3分程度の停電や機材の不具合等）そのまま続行するため、当日は事務局の指示に従うこと。
- (6) 提案者側の事情によりプレゼンが実施できない場合（説明資料のファイルや持ち込んだ機材のトラブル等）については、再度のプレゼンの機会は設けない。
- (7) プレゼン終了後は質疑応答に移るが、県からの質問についてはその場ですべて答えること。そのため、社内権限の問題で回答ができないことがないよう、会場には提案内容に関して決定権を持つ者が同席すること。なお、当日の回答内容についても評価の対象とし、回答不可及び不整合発言があった提案内容については評価の対象外とする。
- (8) 技術提案書の内容だけでなく、プレゼンにおいての説明及び質疑応答で回答した内容は、本入札に係る提案事項の一部とみなすため、落札にあたってはその内容についての実施を必須条件とする。
- (9) プレゼン終了後は、速やかに片付け等を行い、事務局の指示に従い退室すること。追加説明及び交渉は禁止とする。
- (10) プレゼン及び質疑応答における発言は、提案者がすべて記録し、議事録を作成すること。内容の認識齟齬を防ぐため、プレゼン終了後2日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）に事務局と議事録を共有すること。

事務局 愛知県企業庁水道部水道事業課浄水・水質グループ

提出先 kigyo-suiji@pref.aichi.lg.jp

8 その他

- (1) プレゼン当日の服装については、社名等が判別できる文字やロゴの入った服装は禁止とする。
- (2) 当日の営業活動及び打合せは禁止とする。
- (3) 災害等の状況により、プレゼンの開催が難しいと事前に考えられるときには、プレゼンの実施日を延期すること等について、県から別途通知する。
- (4) プレゼンの準備や進行に関する問い合わせは、下記の問い合わせ先にて受け付け、回

答内容は県ホームページに掲載する。

窓口 愛知県企業庁管理部総務課契約グループ

電話 052-954-6671（ダイヤルイン）